

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社さつき造園
宮城県仙台市泉区七北田字新田68

2. 指名停止措置期間

平成25年1月30日から平成25年2月12日まで（2週間）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

株式会社さつき造園は、仙台市青葉区役所発注の危険木伐倒等業務において、平成23年3月3日、高所作業車のバケット上で伐採作業をしていた作業員が転落する事故を起こした。当該事故について、強風により作業の危険が予想されたにもかかわらず、危険を防止するために必要な措置を講じてなかったとして、同社及び同社の役員が、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反で、仙台簡易裁判所からそれぞれ罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準の8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070